

(証券コード：6889)

平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都杉並区宮前一丁目17番5号

オーデリック株式会社

代表取締役社長 伊藤 雅人

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都杉並区宮前一丁目17番5号 本社 2階ショールーム

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第77期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件 |

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.odelic.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事 業 報 告

(自 平成27年4月1日)
至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果もあり、企業収益や雇用環境の改善傾向が見られ、景気は緩やかな回復傾向が見られました。一方で、中国をはじめとする海外の景気の下振れ懸念に加え、年明け以降の円高・株安の進行など、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの業績に大きな影響を与える住宅投資につきましては、前年同月に比べて増加が続く中、下半期に入って前年同月の着工数を下回る月も出てまいりましたが、年度合計の新設住宅着工戸数は前年比4.6%増の920千戸となりました。

このような状況の中、当社グループにおいては、昨年5月に総合カタログ「ハビテーション+ストラクチャル ライティング 2015-2016」を発刊し、住宅、店舗、商業施設、オフィス、工場、屋外まで幅広い用途に向けたLED照明器具の新製品を多数発売し、その後もデザインと機能を追求した各種新製品を開発して案件受注獲得に注力してまいりました。

LED照明器具の普及拡大に伴い、平均単価が前年度に比べて下がる傾向が続きましたが、特にホテル等の施設案件受注が当初計画を大きく上回り、非住宅分野の売上は好調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,204百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益4,618百万円（前年同期比7.7%増）、経常利益4,764百万円（前年同期比9.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,081百万円（前年同期比14.8%増）となりました。

当連結会計年度のLED照明器具売上高は前年同期に比べ16.7%増の34,308百万円となり、売上高に占めるLED照明器具の比率は前年同期の82.2%から89.8%と、売上高のほぼ9割にまで高まりました。

なお、当社グループは照明器具の製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、各種照明器具の製造・販売を行っておりますが、特に住宅用照明器具の出荷割合が全体の約3分の2となっておりますので、新設住宅着工戸数の減少への対応は重要な経営課題であります。

こうした中、当社グループにおきましては、以下の課題について取り組んでまいります。

① 住宅照明分野：ストック需要の獲得とスマート化への対応

新設住宅着工戸数は長期的に減少傾向にて推移するものと見ておりますが、デザイン性・機能性に優れたLED照明新製品を発売し、新設住宅の案件受注拡大に努めるとともに、ストック市場への取組みを強化してまいります。

フローベースにおいてはすでに出荷の9割がLED照明器具となるまでにLEDの普及が進んだものの、ストックベースではいまだ3割未満の普及率と見られている中、住宅リフォームやマンションリニューアルなど、拡大が期待される照明ストックのLED化を促進すべくラインナップを取り揃え、提案力を強化してまいります。

また、今後加速するスマート化に対応すべく、機能性と快適性を備えたあかりのコントロール機能を搭載した照明器具開発、提案活動をさらに進めてまいります。

② 非住宅照明分野：店舗、商業施設向けほか幅広い用途に向けたラインナップの拡充

非住宅照明分野については2ケタ成長を続けるべく、店舗、商業施設、オフィス、工場、屋外に至るまで幅広い用途に向けたLED照明器具の開発と、効果的な照明提案のためのスキルアップ施策を実行してまいります。

また、住宅照明分野と同様に非住宅照明分野でも、当社グループにおいて注力するあかりのコントロール機能を充実させることにより、効果的な空間演出、省エネ性の実現を図ってまいります。

③ 海外への展開加速

これまでASEANを中心としたアジア各国に向け、顧客開拓、案件獲得に取り組んでまいりましたが、昨年度においては中東地域にも展開を広げ、現地代理店を通して販売を進めております。

今もって当社グループの売上は、その99%が国内向けとなっておりますが、高品質LED照明器具のPRを進め、さらにアジア・中東地域など、海外での売上拡大に向けた取組みを強化してまいります。

(3) 設備投資等及び資金調達の状態

当連結会計年度における設備投資及び資金調達には、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第74期 (平成25年3月期)	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 [当連結会計年度] (平成28年3月期)
売 上 高	30,178	36,437	35,768	38,204
経 常 利 益	2,602	4,633	4,333	4,764
親会社株主に帰属する当期純利益	1,532	2,770	2,683	3,081
1株当たり当期純利益(円)	254.35	459.95	445.53	511.52
総 資 産	27,105	30,314	32,367	35,220
純 資 産	17,998	20,286	22,757	25,057

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づいて算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日本ライティング	32,100 千円	100.0 %	各種照明器具の販売
オーデリック貿易株式会社	42,000	100.0	各種照明器具の輸入及び製造・照明器具用部品その他の輸入及び製造
アルモテクノス株式会社	20,700	97.8	LED照明ユニット他の開発・製造・販売
山形オーデリック株式会社	10,000	100.0	各種照明器具の製造請負・保管、配送業務

(注) 1. 上記の子会社4社は、連結子会社であります。
2. 当社グループは、当社及び子会社4社で構成されております。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは各種照明器具の製造、販売を主要な事業としております。
機種別の主要製商品の内容は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 商 品 名
L E D 照 明 器 具	シーリングライト・ダウンライト・スポットライト
蛍 光 灯 照 明 器 具	ベースライト・キッチンライト
白 熱 灯 照 明 器 具	ダウンライト・スポットライト・ブラケットライト
高圧放電灯照明器具・その他	街路灯・投光器

(7) 主要な事業所

① オーデリック株式会社

本 社 東京都杉並区宮前一丁目17番5号
営 業 所 札幌、山形、仙台、さいたま、東京西（東京都杉並区）、東
(全国33ヶ所) 京東（東京都墨田区）、千葉、横浜、新潟、名古屋、大阪
(大阪府東大阪市)、広島、福岡（福岡県筑紫郡）他
上記のほか、出張所2ヶ所
ショールーム 東京ショールーム（東京都杉並区）
工 場 山形工場（山形県東根市）、羽村工場（東京都羽村市）
物流センター 山形物流センター（山形県東根市）、西宮物流センター（兵
庫県西宮市）

② 子会社

株式会社日本ライティング

本 社 東京都杉並区宮前一丁目1番21号
営 業 所 仙台、名古屋、大阪、福岡

オーデリック貿易株式会社

本 社 東京都羽村市神明台二丁目6番1号

アルモテクノス株式会社

本 社 滋賀県栗東市野尻533番
工 場 兵庫事業所（兵庫県西脇市）

山形オーデリック株式会社

本 社 山形県東根市大字東根甲5544番地

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
557名	18名減

(注) 従業員数には、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）348名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,941,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,100,000株(自己株式76,477株を含む。)
- (3) 株主数 3,805名(前期末比153名減)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社アマセクリエート	625	10.4
オーティアイ株式会社	430	7.1
オーデリック従業員持株会	252	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	244	4.1
株式会社みずほ銀行	242	4.0
伊藤恵美子	165	2.7
オーデリック取引先持株会	155	2.6
伊藤雅人	150	2.5
株式会社三井住友銀行	150	2.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	100	1.7

(注) 持株比率については、自己株式(76,477株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年11月5日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月20日付で、1,511,000株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (取締役会決議日)	新株予約権の行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	新株予約権行使時の払込金額	保有者数
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成27年7月23日)	平成27年8月11日から 平成27年8月10日まで	27個	普通株式 2,700株	1個当たり 311,700円	1株当たり 1円	6名

- (注) 1. 新株予約権は、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものです。
2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
3. 上記の新株予約権の発行価額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。
 - ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 雅 人	営業本部長 オーデリック貿易(株)代表取締役社長 山形オーデリック(株)代表取締役社長
取 締 役	坪 沼 良 彦	生産本部長 兼山形工場長
取 締 役	高 崎 勇 三	営業本部主席副本部長
取 締 役	河 井 隆	経営本部長 兼総務ゼネラルマネージャー
取 締 役	渡 辺 淳 一	営業本部副本部長 兼営業統括ゼネラルマネージャー 兼海外営業ゼネラルマネージャー 兼特機営業ゼネラルマネージャー
取 締 役	今 野 政 義	開発本部長 兼技術ゼネラルマネージャー
常 勤 監 査 役	竹 村 邦 樹	
監 査 役	中 西 和 幸	弁護士
監 査 役	石久保 善之	公認会計士 京都市きの友禅株式会社社外取締役 株式会社シーアールイー社外取締役(監査等委員) 株式会社インタースペース社外監査役

- (注) 1. 監査役中西和幸氏及び石久保善之氏は、社外監査役であります。なお、両氏は「東京証券取引所有価証券上場規程」が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 監査役中西和幸氏は、弁護士の資格を有しており、専門家として培われた知識・経験等を活かし、経営全般を客観的に判断できる能力を有しております。
3. 監査役石久保善之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般を客観的に判断できる能力を有しております。
4. 平成28年4月1日付で担当が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	坪 沼 良 彦	生産本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

地 位	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6名	210,717千円
監 査 役	3名	17,280千円
合 計	9名	227,997千円

- (注) 1. 監査役の報酬等の総額には、社外監査役2名5,280千円の報酬が含まれております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に計上した株式報酬型ストックオプション6名8,678千円（取締役8,678千円）及び役員賞与6名62,500千円（取締役62,500千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外監査役の活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
監 査 役	中西和幸	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会8回中8回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、棚卸立会や工場視察を行い、当社の経営のうちコンプライアンス及び各種法令等との関係について有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	石久保善之	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回、また、監査役会8回中8回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社はこれまで社外取締役の選任について検討してはありますが、前回改選期には候補者を決定することができず、当該事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正などを踏まえて、平成28年6月24日開催予定の第77期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行する予定であり、これにより社外取締役候補者2名を含む監査等委員選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	28,200千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,200千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、グループの全役員及び全従業員を対象として「オーデリック コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その徹底を図る。
- ② 内部通報制度として、当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為等について、役員及び従業員が速やかに通報・相談する「オーデリック ホットライン」を設置する。
- ③ 社長直轄の組織として設置した内部監査室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る文書・情報等については「文書・情報管理規程」に基づき、文書・データ等の保存媒体に応じて保存・管理を行う。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ② 各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うとともに、リスク管理委員会にて全社的なリスクを網羅的に管理することとする。
 - ③ 子会社にリスク管理責任者を設置し、各社のリスク管理を推進する。
 - ④ 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速に対応を行い、損害を最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの担当取締役が経営計画に基づいた各部門の業務遂行体制の整備・維持を行う。
 - ③ 当社グループ各社の取締役が出席する「関係会社経営会議」を定期的で開催し、重要事項の審議を行う。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループ各社は、「オーデリック コンプライアンス・マニュアル」に基づき、コンプライアンス経営の推進に努めることとする。
 - ② 子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、業務の適正確保に向けた管理を行うこととする。
 - ③ 子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行うこととする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役より要請があれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の

使用人から監査役補助者を任命することとする。

- ② 監査役補助者の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は当社及び当社子会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為については、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図る。
- ③ 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含めた一切の関係を遮断する。
- ② 対応統括部署を総務部とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施いたしました。

- ①当社及び当社子会社における業務の適正性、法令順守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査
- ②財務報告に係る内部統制監査
- ③内部通報制度の運用状況

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,190,245	流 動 負 債	7,964,917
現金及び預金	8,775,456	支払手形及び買掛金	1,755,782
受取手形及び売掛金	7,462,467	電子記録債務	2,549,405
商品及び製品	6,201,046	短期借入金	4,296
仕掛品	501,723	リース債務	7,158
原材料及び貯蔵品	1,591,702	未払法人税等	1,090,673
繰延税金資産	350,625	賞与引当金	552,635
その他	309,384	役員賞与引当金	68,500
貸倒引当金	△2,162	その他	1,936,464
固 定 資 産	10,030,667	固 定 負 債	2,198,581
有 形 固 定 資 産	6,302,380	長期借入金	6,842
建物及び構築物	3,524,673	繰延税金負債	49,718
機械装置及び運搬具	160,456	退職給付に係る負債	961,161
土地	2,263,781	その他	1,180,860
リース資産	6,817	負 債 合 計	10,163,499
建設仮勘定	7,429	(純 資 産 の 部)	
その他	339,222	株 主 資 本	24,610,456
無 形 固 定 資 産	1,150,384	資 本 金	3,105,500
投資その他の資産	2,577,902	資 本 剰 余 金	2,890,655
投資有価証券	1,032,065	利 益 剰 余 金	18,681,508
繰延税金資産	69,943	自 己 株 式	△67,207
退職給付に係る資産	283,132	その他の包括利益累計額	416,032
その他	1,204,773	その他有価証券評価差額金	359,402
貸倒引当金	△12,012	退職給付に係る調整累計額	56,629
		新 株 予 約 権	22,544
		非 支 配 株 主 持 分	8,380
		純 資 産 合 計	25,057,413
資 産 合 計	35,220,912	負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,220,912

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,204,853
売 上 原 価		24,877,447
売 上 総 利 益		13,327,405
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,708,824
営 業 利 益		4,618,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,625	
受 取 配 当 金	32,136	
受 取 貸 貸 料	7,053	
為 替 差 益	43,194	
助 成 金 収 入	31,902	
そ の 他	23,599	155,511
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,506	
そ の 他	3,340	9,846
経 常 利 益		4,764,247
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,979	3,979
税金等調整前当期純利益		4,760,267
法人税、住民税及び事業税	1,649,069	
法人税等調整額	28,055	1,677,125
当期純利益		3,083,142
非支配株主に帰属する当期純利益		2,012
親会社株主に帰属する当期純利益		3,081,129

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,105,500	2,890,655	17,590,824	△1,394,775	22,192,204
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△662,592		△662,592
親会社株主に帰属する当期純利益			3,081,129		3,081,129
自己株式の取得				△285	△285
自己株式の消却			△1,327,853	1,327,853	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,090,683	1,327,568	2,418,251
当 期 末 残 高	3,105,500	2,890,655	18,681,508	△67,207	24,610,456

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	402,548	142,254	544,802	13,865	6,367	22,757,240
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△662,592
親会社株主に帰属する当期純利益						3,081,129
自己株式の取得						△285
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△43,145	△85,624	△128,770	8,678	2,012	△118,078
当 期 変 動 額 合 計	△43,145	△85,624	△128,770	8,678	2,012	2,300,172
当 期 末 残 高	359,402	56,629	416,032	22,544	8,380	25,057,413

連結注記表

1. 記載金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数…………… 4社

連結子会社の名称……………(株)日本ライティング
オーデリック貿易(株)
アルモテクノス(株)
山形オーデリック(株)

② 非連結子会社

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法は適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社4社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、当社の山形工場及び山形物流センターについては定額法を採用しております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ハ. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ロ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ・ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保提供資産

建物	17,403千円
土地	58,128千円
計	75,531千円

上記に対応する担保付債務

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	4,296千円
長期借入金	6,842千円
計	11,138千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,984,097千円

(3) 保証債務

次のとおり従業員の銀行借入に対して、債務保証を行っております。

従業員 3,425千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	7,611,000株		—	1,511,000株		6,100,000株

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,587,401株		76株	1,511,000株		76,477株

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、単元未満株式の買取による増加及び自己株式の消却による減少であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	361,415千円	60.00円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	301,176千円	50.00円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	481,881千円	80.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

(4) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

7,673株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 現金及び預金	8,775,456千円	8,775,456千円	—
② 受取手形及び売掛金	7,462,467千円	7,462,467千円	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	915,335千円	915,335千円	—
④ 支払手形及び買掛金	(1,755,782千円)	(1,755,782千円)	—
⑤ 電子記録債務	(2,549,405千円)	(2,549,405千円)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額116,730千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,154円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 511円52銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 騰 本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

オーデリック株式会社
取締役会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 田 剛 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーデリック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーデリック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

オーデリック株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 村 邦 樹 ㊟

社外監査役 中 西 和 幸 ㊟

社外監査役 石久保 善 之 ㊟

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,635,277	流動負債	7,754,869
現金及び預金	7,416,481	支払手形	380,922
受取手形	554,802	電子記録債権	2,549,405
売掛金	6,813,766	買掛金	1,256,244
商品及び製品	6,219,343	リース債務	7,158
仕掛品	517,433	未払金	268,175
原材料及び貯蔵品	1,437,369	未払費用	1,863,430
前渡金	230,288	未払法人税等	933,651
前払費用	202,881	預り金	22,589
繰延税金資産	218,544	賞与引当金	408,506
その他	25,093	役員賞与引当金	62,500
貸倒引当金	△730	その他	2,285
固定資産	9,983,084	固定負債	1,869,725
有形固定資産	6,216,409	繰延税金負債	43,238
建物	3,474,527	退職給付引当金	654,185
構築物	26,624	資産除去債務	6,564
機械及び装置	145,766	その他	1,165,736
車両運搬具	12,713		
工具、器具及び備品	336,878	負債合計	9,624,595
土地	2,205,652	(純資産の部)	
リース資産	6,817	株主資本	23,611,820
建設仮勘定	7,429	資本金	3,105,500
無形固定資産	1,145,183	資本剰余金	2,890,655
借地権	1,037,529	資本準備金	2,890,655
ソフトウェア	94,718	利益剰余金	17,682,872
電話加入権	12,935	利益準備金	232,125
投資その他の資産	2,621,491	その他利益剰余金	17,450,747
投資有価証券	1,032,065	固定資産圧縮積立金	262,861
関係会社株式	263,326	別途積立金	9,313,005
出資	12,130	繰越利益剰余金	7,874,880
長期前払費用	6,241	自己株式	△67,207
前払年金費用	171,675	評価・換算差額等	359,402
その他	1,137,696	その他有価証券評価差額金	359,402
貸倒引当金	△1,643	新株予約権	22,544
資産合計	33,618,362	純資産合計	23,993,767
		負債及び純資産合計	33,618,362

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,165,010
売 上 原 価		24,812,936
売 上 総 利 益		12,352,074
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,196,573
営 業 利 益		4,155,500
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	93,067	
そ の 他	86,312	179,380
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,307	
そ の 他	2,688	8,995
経 常 利 益		4,325,885
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,979	3,979
税 引 前 当 期 純 利 益		4,321,905
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,457,351	
法 人 税 等 調 整 額	32,892	1,490,243
当 期 純 利 益		2,831,661

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,105,500	2,890,655	2,890,655
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	3,105,500	2,890,655	2,890,655

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	232,125	271,234	9,313,005	7,025,292	16,841,656
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△662,592	△662,592
固定資産圧縮積立金の取崩	△10,338			10,338	-
税率変更による 固定資産圧縮積立金の変動額	1,965			△1,965	-
当 期 純 利 益				2,831,661	2,831,661
自己株式の取得					
自己株式の消却				△1,327,853	△1,327,853
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△8,373	-	849,588	841,215
当 期 末 残 高	232,125	262,861	9,313,005	7,874,880	17,682,872

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,394,775	21,443,036	402,548	402,548	13,865	21,859,450
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△662,592				△662,592
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
税率変更による 固定資産圧縮積立金の変動額		-				-
当 期 純 利 益		2,831,661				2,831,661
自己株式の取得	△285	△285				△285
自己株式の消却	1,327,853	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△43,145	△43,145	8,678	△34,466
当 期 変 動 額 合 計	1,327,568	2,168,783	△43,145	△43,145	8,678	2,134,317
当 期 末 残 高	△67,207	23,611,820	359,402	359,402	22,544	23,993,767

個別注記表

1. 記載金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・商品・原材料・仕掛品・貯蔵品

先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、山形工場及び山形物流センターについては定額法を採用しております。また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,918,877千円
(2) 保証債務	
次のとおり従業員の銀行借入に対して、債務保証を行っております。	
従業員	3,425千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	870,918千円
短期金銭債務	657,717千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	1,593,613千円
仕入高	7,427,236千円
業務委託費	1,371,174千円
営業取引以外の取引	70,530千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	1,587,401株	76株	1,511,000株	76,477株

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加及び自己株式の消却による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	126,064千円
未払事業税	58,923千円
その他	33,556千円
繰延税金資産合計	<u>218,544千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
貸倒引当金	728千円
退職給付引当金	200,561千円
投資有価証券評価損	54,476千円
関係会社株式評価損	91,860千円
一括償却資産	10,937千円
その他	51,104千円
繰延税金資産小計	<u>409,668千円</u>
評価性引当額	<u>△195,430千円</u>
繰延税金資産合計	<u>214,238千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△116,162千円
前払年金費用	△52,567千円
その他有価証券評価差額金	△88,604千円
資産除去債務	△141千円
繰延税金負債合計	<u>△257,476千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△43,238千円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱日本ライティング	100.0	3名	製商品の販売(注1)	売上高	1,580,720	売掛金	630,489
	オーデリック貿易㈱	100.0	2名	当社への部品等の供給(注2)	仕入等	4,115,827	買掛金 未払費用	152,255 104,758
	アルモテクノス㈱	97.8	3名	当社への部品等の供給(注2)	仕入等	3,311,409	買掛金 未払費用	38,064 182,405

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製商品の売上については、市場価格を基に価格を決定しております。

(注2) 当社への部品等の供給については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,979円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 470円10銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

オーデリック株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 廣 田 剛 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 田 裕 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーデリック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績につきましては、前記事業報告に記載のとおりであります。

当社は、企業価値の向上と、株主のみなさまに対する適切な利益還元を経営の重要課題として認識し、業績や今後の資金需要を勘案しながら、継続的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその種類

当社普通株式1株につき80円 配当総額は481,881,840円

これにより当期は中間配当を1株につき50円実施いたしましたので、年間配当金は、1株につき130円となります。

なお、この場合の年間配当総額は783,057,990円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条【条文省略】 【新設】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、取締役会を置く。 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は8名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条【現行どおり】 (機関)</p> <p>第5条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第16条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 【削除】</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は8名以内とし、<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>【新設】</p> <p>2. <u>増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>(選任) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 【現行どおり】 3. 【現行どおり】</p> <p>(任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから代表取締役若干名を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条【条文省略】</p> <p>2. 前項のほか、代表取締役および取締役のうちから取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条【条文省略】 (報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条【条文省略】</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>【新設】</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役会の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条【現行どおり】</p> <p>2. 前項のほか、代表取締役および取締役(監査等委員である者を除く。)のうちから取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条【現行どおり】 (報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条【現行どおり】</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>第26条～第27条【条文省略】</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第30条 監査役の選任は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を、取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第28条【現行どおり】</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がなったときは、法令の定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>【削除】</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第38条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第39条～第40条【条文省略】 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条【条文省略】</p> <p>第8章 附則</p> <p>第1条【条文省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>【削除】</p> <p>第33条～第34条【現行どおり】 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条【現行どおり】</p> <p>第8章 附則</p> <p>第1条【現行どおり】</p> <p>第2条 当社は、平成28年6月開催の<u>第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との特別 の利害 関係
1	イトウ マサト 伊藤 雅人 (昭和29年9月12日生)	150,587株	昭和54年4月 当社入社 昭和60年11月 当社取締役就任 平成5年4月 当社生産本部副本部長兼山形工場長 平成9年12月 当社常務取締役就任、市販営業本部副本部長 平成10年9月 当社代表取締役社長就任(現任) 朝日照明硝子(株)(現オーデリック貿易(株))代表取締役社長就任(現任) 平成13年6月 当社生産開発本部長 平成15年4月 当社営業本部長 平成17年4月 当社照明事業本部長 平成18年4月 山形オーデリック(株)代表取締役社長就任(現任) 平成20年4月 当社営業本部長(現任)	なし
<p><取締役候補者とする理由> 伊藤雅人氏は、平成10年以来当社の代表取締役社長を務めており、当社グループ経営の発展に貢献してまいりました。今後も豊富な経験と実績、強いリーダーシップと決断力のもと、当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	所有する 当社株式数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社と の特別 の利害 関係
2	ツボヌマ ヨシヒコ 坪 沼 良 彦 (昭和31年2月19日生)	2,700株	昭和55年4月 当社入社 平成12年3月 当社羽村工場長 平成18年4月 当社山形工場長 平成19年5月 当社生産本部長（現任） 平成19年6月 当社取締役就任（現任）	なし
<p><取締役候補者とする理由> 坪沼良彦氏は、平成19年以来当社の取締役生産本部長を務めており、生産部門の責任者として当社製品の品質・納期・コストの継続的な改善に貢献してまいりました。今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3	カワイ タカシ 河 井 隆 (昭和31年10月17日生)	4,400株	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 当社管理ゼネラルマネージャー 平成20年7月 当社総務ゼネラルマネージャー（現任） 平成23年6月 当社取締役就任（現任） 当社経営本部長就任（現任）	なし
<p><取締役候補者とする理由> 河井隆氏は、平成23年以来当社の取締役経営本部長を務めており、総務・人事・経理・経営企画・情報システムについての部門責任者として経営全般の効率化、ガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との特別 の利害 関係
4	ワタナベ ジュンイチ 渡辺 淳一 (昭和33年10月8日生)	6,400株	昭和62年12月 当社入社 平成13年6月 当社営業本部室長 平成17年4月 当社営業統括ゼネラルマネージャー (現任) 平成23年6月 当社取締役就任 (現任) 当社営業本部副本部長就任 (現任) 平成25年4月 当社海外営業ゼネラルマネージャー (現任) 平成25年7月 当社特機営業ゼネラルマネージャー (現任)	なし
<p><取締役候補者とする理由> 渡辺淳一氏は、平成23年以来当社の取締役営業本部副本部長を務めており、営業・マーケティング部門を幅広く経験するとともに、海外展開に向けた部門責任者として売上拡大に貢献してまいりました。今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
5	コンノ マサヨシ 今野 政義 (昭和34年3月20日生)	2,200株	昭和52年4月 当社入社 平成19年5月 当社技術ゼネラルマネージャー (現任) 平成23年6月 当社取締役就任 (現任) 当社開発本部長就任 (現任) 平成24年5月 当社品質管理ゼネラルマネージャー	なし
<p><取締役候補者とする理由> 今野政義氏は、平成23年以来当社の取締役開発本部長を務めており、製品開発及び品質管理についての部門責任者として製品ラインナップの充実と品質の向上に貢献してまいりました。今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
6	ツチヤ マサル 土屋 勝 (昭和34年1月15日生)	—	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社第5営業部統括ゼネラルマネージャー 平成20年4月 当社首都圏第1営業部統括ゼネラルマネージャー 平成22年8月 当社中部営業部統括ゼネラルマネージャー 平成25年4月 当社首都圏第2営業部統括ゼネラルマネージャー (現任)	なし
<p><取締役候補者とする理由> 土屋勝氏は、中部、関東地域の統括責任者を経て、平成25年以来当社の首都圏第2営業部統括ゼネラルマネージャーを務めており、売上拡大に貢献してまいりました。今後の当社グループの持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との特別の利害関係
1	タケムラ クニキ 竹村 邦樹 (昭和26年9月8日生)	2,100株	昭和52年8月 当社入社 平成11年6月 経理部長（現経理ゼネラルマネージャー） 平成20年6月 常勤監査役就任（現任）	なし
<p><取締役候補者とする理由> 竹村邦樹氏は、経理部門の責任者を務めた後、平成20年以来当社の常勤監査役を務めており、豊富な知識と経験で監査体制の強化に貢献してまいりました。この豊富な経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化していただけると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	イシクボ ヨシユキ 石久保 善之 (昭和32年1月17日生)	—	昭和59年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成13年7月 中央青山監査法人社員登録 平成18年11月 石久保公認会計士事務所開設 平成22年6月 京都きもの友禅株式会社社外取締役就任（現任） 平成26年6月 当社社外監査役就任（現任） 平成26年10月 株式会社シーアールイー社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成27年12月 株式会社インタースペース社外監査役就任（現任）	なし
<p><社外取締役候補者とする理由> 石久保善之氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	所有する 当社株式数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との特別 の利害 関係
3	タムラ ケイコ 田 村 恵 子 (昭和38年8月11日生)	—	平成4年4月 弁護士登録 東京八重洲法律事務所（現 あさひ法律事務所）入所 平成26年6月 農中信託銀行株式会社社外 監査役就任（現任）	なし
<p><社外取締役候補者とする理由> 田村恵子氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>				

- (注) 1. 石久保善之氏及び田村恵子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は竹村邦樹氏、石久保善之氏及び田村恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の当社第75期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、同額の年額350百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額24百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額は、平成25年6月27日開催の第74期定時株主総会において、平成26年6月27日開催の第75期定時株主総会でご決議いただいた年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬等の額とは別枠で年額30百万円以内とする旨ご決議いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額に関する定めを廃止し、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮いたしまして、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬枠とは別枠にて、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額30百万円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

具体的な報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）への報酬の支給時期、配分等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

記

当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当

社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から50年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

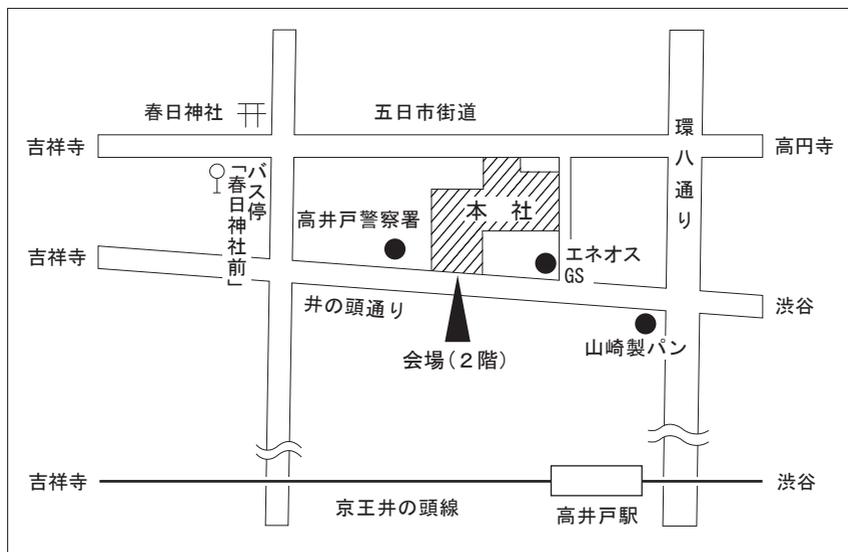
(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都杉並区宮前一丁目17番5号
当社 本社 2階ショールーム
電話 03 (3332) 1111 (代表)



【交通】

京王井の頭線「高井戸」駅より徒歩15分

JR中央線「荻窪」駅より関東バス（「宮前3丁目」行）にて
「春日神社前」下車 徒歩5分